

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について

令和4年8月16日
国 土 交 通 省
消 費 者 庁

令和4年4月28日から令和4年5月28日までの期間において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

35の個人・団体から計47件のご意見（本意見募集に対するご意見：39件、本意見募集とは直接関係のないご意見：8件）をいただき、いただいたご意見及びそれに対する当省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き優良な住宅の普及の促進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。